

# 仕様書

地方独立行政法人くまもと県北病院施設総合管理業務委託

- 設備運転保守管理業務仕様書
- 警備業務仕様書
- 一般廃棄物運搬業務仕様書

令和 8 年 1 月

# くまもと県北病院設備運転保守管理業務仕様書

## I. 施設概要

【住 所】熊本県玉名市玉名 550 番地

【病 床 数】402 床

【敷地面積】16320.98m<sup>2</sup> (東駐車場) 2548.54m<sup>2</sup>

【建築本体】S 造り 地下免震階、地上 6 階 建築面積 9,258.39 m<sup>2</sup> 延床面積 34,887.83 m<sup>2</sup>

【引込設備】受電電圧 : 3 φ 3W 6.6kV 60Hz

受電方式 : 2 回線受電 (本線・予備線受電)

引込管路 : 本線 : 2 条、予備線 : 2 条

引込ケーブル : 6kV-CVT ケーブル

想定契約電力 : 約 1,570kW (実績からの想定値)

※デマンド監視を行い、契約電力を超過しない様にデマンド制御を行う。

(対象負荷 : 空調負荷)

【受変電設備】設置場所 : 6 階電気室

受変電形式 : 屋内キュービクル式配電盤 (高压遮断器、コンデンサ等、

前面保守型 : 薄型キュービクル)

遮断器 : VCB (真空遮断器) 600A 12.5kVA × 21 台

: VMC (真空コンタクタ) 200A × 6 台

変圧器 : モールド型変圧器 (トップランナー型)

1 φ 100KVA × 1 台・150KVA × 1 台・300KVA × 8 台

3 φ 200KVA × 2 台・500KVA × 5 台・300KVA × 2 台・750KVA × 1 台

高压真相コンデンサ (乾式 N2 ガス封入) : 3 相 60Hz 7020V 106Kvar × 6 台

モールド形直列リアクトル : 3 相 60Hz L=6% I5=55% × 6 台

変圧器総容量 : 約 6,900kVA (類似物件からの想定容量)

防振装置 : スプリング防振装置 (4Hz)

【非常用発電設備】設置場所 : 6 階屋上発電機置場 (屋外)

発電電圧 : 3 φ 3W 6.6kV 60Hz

遮断機 : VCB (真空遮断機) 600A 12.5kVA × 3 台

原動機 : ガスタービンエンジン (機側 1m : 85dB 仕様)

発電容量 : 750kVA × 2 台 (定格出力 1 台 / 600kW)

燃料 : 特 A 重油

運転時間 : 5 日間分の燃料を地下タンクに備蓄

→ (地下タンク A 重油 40,000L (2 基))

防振装置 : スプリング防振装置 (2.3Hz)

【直流電源設備】設置場所 : 6 階電気室

蓄電池 : 鉛蓄電池 (MSE 型) (蓄電池種別については検討)

想定機器容量：650Ah（非常照明 600Ah+受変電設備操作 50Ah）以上

供給時間：10 分間（以降、非常用発電機により供給）

### 【無停電電源設備】

(医療機器用 UPS) 設置場所：6 階電気室

入力電圧：3 φ 3W 210V

出力電圧：3 φ 3W 210V（供給電圧は 210/105V）

蓄電池：制御弁式鉛蓄電池（MSE 型）400Ah/10HR 141 セル×1 組

機器容量：150KVA

(情報機器用 UPS) 設置場所：サーバー室

機器容量：総容量 50KVA を想定

### 【幹線・動力設備】

#### (1) 幹線設備

電気方式

電灯：1 φ 3W 210／105V

動力：3 φ 3W 210V

放射線

動力：3 φ 3W 210V、3 φ 3W 400V、3 φ 4W 400V

非常電灯

電灯：1 φ 2W 105V (DC)

配線材料

一般系統：ケーブルラック + CVT ケーブル

非常系統：ケーブルラック + FPT ケーブル

幹線種別

建物負荷：一般電灯、一般動力、保安電灯、保安動力、非常電灯、非常動力

医療負荷：放射線動力、医療機器動力、無停電電源負荷

#### (2) 動力設備（ポンプ類）

電気方式：3 φ 3W 210V

始動方式：

11 kW未満 直入方式

11 kW以上 スターデルタ方式、方式及び特殊始動方式

### 【電灯・コンセント設備】

#### (1) 照明設備

非常照明及び赤色灯：LED、電源別置型（一部クリーンルーム等は電池内蔵型）

誘導灯：LED、電池内蔵型

#### (2) コンセント設備

医療コンセント：JIS-T - 1022:2018「病院電気設備の安全基準」を基本

※漏電による地絡事故対策として、手術室・HCU などの医療用負荷については、

絶縁変圧器（アイソレーショントランス）を設置。

**【電話設備】** 電話交換機：IP—PBX

中継方式：中継台及びダイヤルイン併用

電話機：卓上型 多機能電話、壁掛型 一般電話機、停電対応型電話機

移動端末：PHS（別途工事）

**【電気時計設備】** 親時計：水晶式親時計（自動更正機能付）

受信機器：長波受信機

子時計：スタッフステーション・医事連携受付に設置

手術室ユニット専門工事（建築工事）にて手術室用時計を整備

電池式壁掛時計（備品対応）にて必要各所に設置

**【拡声設備】** 主装置設置場所：1階防災センター

リモートマイク：1階事務室（医事・連携）・3階事務室（総務課）

アンプ（主装置）：非常・業務兼用型アンプ

周辺機器：CD-BGM

区分：部門別+階別

**【映像・音響設備】**

(1) 多目的室

映像表示：DLP プロジェクター（10,000lm）

スピーカ：アレイスピーカ

スクリーン：120型電動昇降スクリーン

サブモニター：55型天吊モニター

(2) 3階会議室（機器・配線は別途工事、機器仕様は参考）

映像表示：DLP プロジェクター（7,000lm）

スピーカ：アレイスピーカ

スクリーン：100型電動昇降スクリーン

**【テレビ共聴設備】** アンテナ：UHF、BS・CS110°

機器：ヘッドエンド、デジタル放送対応機器

※4K・8K 対応は行わない。

**【待合呼出・表示設備】** 患者呼出：アナウンスマイク＋スピーカ

**【ナースコール設備】** 主装置（病棟）：デスクトップPC型ナースコール主装置

病室子機：ハンド型子機

病室廊下灯：代表表示灯

**【インターфон・非常呼出設備】**

**【入退室管理設備計画】** センター装置：デスクトップ型

（防災センターに設置 OAデスク・椅子付）

カードリーダ：非接触 ICカードリーダ

ICカード：非接触 ICカード（既設職員カード流用）

**【監視カメラ設備（防犯用）】** 方式：ネットワーク伝送方式

カメラ：ネットワークカメラ

モニター：防災センターにて監視用モニター設置

記録装置：HDD（録画期間は2か月）

#### 【防災設備（自火報・防排煙・ガス漏れ検知）】

受信機：GR型受信機（防災センター）、自動通報システム

→（自火報 AC/GC100V 3315AD 13系統）

副受信機：各病棟階スタッフステーションなど

感知器：自動試験機能付光電式アナログ感知器、ガス漏れ検知器

#### 【外構照明設備】

##### 【ヘリポート照明設備】

##### 【車路管制配管設備】

##### 【音声誘導設備】

【熱源設備】空冷モジュールチラー：150Kw モジュール×5台、INVポンプ内蔵仕様、冷温

水量：2,150L/min ( $\Delta T=10^{\circ}\text{C}$ )、計2セット

蒸気式吸收冷凍機：屋外型 150RT（2基）冷却塔 150RT 計2セット

冷却塔：冷却容量 907.0Kw（2基）、

開放式 角型クロスフロー

超低騒音型・内部配管2基連結型、

冷水一次ポンプ：屋外型、760L/min×15m×2台

温水一次ポンプ：屋外型（INV付）、540L/min×15m×2台

冷水二次ポンプ：屋外型（INV付）、920L/min×50m×4台

温水二次ポンプ：屋外型（INV付）、660L/min×55m×4台

冷却水ポンプ：屋外型、2,500L/min×15m×2台

膨張タンク×2基、冷水・温水：一次ヘッダー、二次ヘッダー計6基

熱源機器および補機類は6階屋上に設置

#### 【空調設備】

##### ＜外調機・空調機＞

・空調方式：[低層階諸室] 外調機+空冷式パッケージエアコン

※核医学エリア、剖検・解剖エリアは循環空気の適用困難なため原則

全外気方式（外調機のみで空調）

[病棟階] 外調機+空冷式パッケージエアコン

・低層用の外調機は、

一般系統で東・西2系統

救急外来で1系統

手術室系統で2系統（故障時対応）

HCU系統で1系統

透析系統・化学療法系統で計2系統

RI系統・剖検系統で計2系統

厨房系統で計1系統

病棟用は、東西 2 系統

多目的ホールに 1 系統

- ・外調機は除湿再熱を考慮して冷水・温水 4 管式とする。

<個別空調設備>

- ・各階毎、方位毎、熱負荷形態によって、系統分けを行う。
- ・低層階にて、高額医療機器等の水損を回避する部門（放射線等）とクリーン度要求のある部門（手術ホール、心カテ室等）を空冷式パッケージエアコンとする。
- ・病棟及び 1 階～3 階の共用廊下部は空冷式パッケージエアコンとする。
- ・CPU 室、サーバー室、電気室は、空冷式パッケージエアコンとし台数制御運転。
- ・集中コントローラーを救急外来、健診、化学療法、救急病棟、HCU、手術室・病棟のスタッフステーションに設置。その他のエリアは防災センターに設置。

※電源は、手術ホール、HCU、CPU 室、サーバー室、電気室などの重要室は、内外機共を GC 回路とする。

[主要機器]

<外調機>

- ・一般仕様（低層用、病棟用）：

屋内ユニット型、冷水・温水 2 コイル、プラグファン、インバータ盤、  
プレ+中性能（JIS 比色法 90%以上）、蒸気加湿器、外気 MD、  
夏期：室内等エンタルピまで冷却、中間期：除湿再熱制御

- ・手術室系統：

屋内コンパクト型、冷水・温水 2 コイル、プラグファン、インバータ盤、  
プレ+高性能（JIS 比色法 90%以上）、  
手術室天井にフィルタユニット（HEPA 計数法 99.97%）、蒸気加湿器、  
外気 MD、除湿再熱制御

- ・HCU 系統：

屋内コンパクト型、冷水・温水 2 コイル、プラグファン、インバータ盤、  
プレ+高性能（JIS 比色法 90%以上）、蒸気加湿器、外気 MD、  
夏期：室内等エンタルピまで冷却、中間期：除湿再熱制御

- ・透析系統・化学療法系統・中央材料系統：

屋内コンパクト型、冷水・温水 2 コイル、プラグファン、インバータ盤、  
プレ+中性能（JIS 比色法 90%以上）、蒸気加湿器、外気 MD、除湿再熱制御

- ・厨房系統：

屋内ユニット型、冷温水 1 コイル、プラグファン、インバータ盤、  
プレ+中性能（JIS 比色法 90%以上）、外気 MD、  
夏期：室内等エンタルピまで冷却

- ・RI 系統・剖検系統（オールフレッシュ空調機）：

屋内コンパクト型、冷水・温水 2 コイル、プラグファン、  
インバータ盤、プレ+中性能（JIS 比色法 90%以上）、蒸気加湿器、外気 MD、

## 除湿制御

- ・多目的ホール：

屋内コンパクト型、冷水・温水 2 コイル、プラグファン、インバータ盤、

プレ+中性能（JIS 比色法 90%以上）、蒸気加湿器、外気 MD、除湿再熱制御

### <輻射パネル空調設備>

- ・透析室、外来化学療法室のベッド上部は全空気式放射整流ユニット（ドラフトや温度ムラのない空調）を設置し、通路側は空冷パッケージによる対流空調。
- ・全空式放射ユニット：(透析) 30 床分 (化学療法) 12 床分

### <放熱器設備>

- ・特浴・脱衣室に遠赤外線パネルヒーター計 12 台を設置。

## 【空調配管設備】冷水、温水、冷温水、冷媒、ドレン、高温ドレン

RI 系統・剖検系統・病理系統の各室毎に外調機ダクト内に温水コイルを設置し、室温制御を行う。

MRI 冷却水配管、クエンチ管を敷設する。

## 【換気設備】診察・処置室、病室は第 1 種換気を主体とし各階にて排気とする。

RI 排気（核医学）、病理排気、剖検排気、検体検査排気及び厨房排気は屋上まで単独排気とする。

RI 排気（核医学）には、フィルターユニット（プレ+HEPA）を設置し、屋上にて外調機から離して排気する。

病理・部検排気には活性炭フィルターを設置し、屋上にて外調機から離して排気する。

医局等の管理エリアは、全熱交換器による第 1 種換気とする。

外気取り入れダクトは全て保温を施す。排気は外壁部より 1m を保温する。

全熱交換器の一次側ダクト、二次側ダクトの全てに保温を行う。（RA は除く）

## 【排煙設備】4 階、5 階の建物中央のエレベーターホールに対して押出排煙を行う。

## 【自動制御設備】自動制御項目を次に示す。

- ・熱源機廻り制御
- ・外調機・空調機および CAV・排気ファン廻り制御
- ・貯湯槽温度制御
- ・蒸気ボイラーの台数制御
- ・サーバー室
- ・電気室のパッケージ台数制御
- ・受水槽・雑用水槽廻り制御
- ・衛生設備監視、受変電監視
- ・二重床内・床置 PAC 廻り漏水検知帶
- ・計量・計測

中央監視装置および BEMS を設置。

計量は次の通りに分ける。

- ・熱源種類別（電気、ガス、油量）
- ・外調機毎（電気）
- ・電力量
- ・医療用動力単独計量
- ・PAC（電力）
- ・給水（水量）
- ・給湯計量（ガス、水量）

**【給水設備】** 上水受水槽：ステンレス製  $81\text{ m}^3$  ( $3\text{m} \times 9\text{m} \times 3\text{mH}$ )  $\times 2$  槽

　　〈ポンプ室〉ステンレス製 W  $3\text{m} \times L 3\text{m} \times H 3\text{m}$ 、ガラリ付

上水用加圧給水ポンプユニット：

　　推定末端圧一定 INV、( $100 \times 50$ )  $\phi \times 1, 150\text{L/min} \times 61.2\text{m} \times (7.5\text{kW} \times 3/4$  台  
ローテーション)、制御盤、制御盤予備基盤、感震器

雑用水槽：地下躯体水槽（建築工事）、2槽式、 $192\text{m}^3$

雑用水用加圧給水ポンプユニット：

　　免振階設置、推定末端圧一 INV、( $100 \times 50$ )  $\phi \times 950\text{L/min} \times 56.1\text{mAq} \times (5.5\text{kW} \times 3/4$  台ローテーション)、制御盤、制御盤予備基盤、感震器

**【給湯設備】**

- ・電気温水器の局所式と中央給湯方式の併用とする。
- ・中央給湯方式は、A重油焚き蒸気ボイラー+蒸気温水ユニット+貯湯槽の給湯方式。

[主要機器] ※全て屋上設置（局所式電気温水器は除く）

- ・小型ボイラー（多管式貫流ボイラー）（A重油焚）

屋外仕様（4台）運転方式台数制御

　　：最高使用圧力  $0.98\text{Mpa}$ 、伝熱面積  $9.72\text{ m}^2$ 、相当蒸発量  $1000\text{Kg/h}$

　　：感震器、軟水器、薬注装置、給水タンク、蒸気ヘッダー、還水設備

- ・貯湯槽　　：ステンレス製、屋外設置、容積  $9000\ell \times 1$  基

- ・蒸気温水ユニット　：AC100V 能力  $400\text{Kw 級} \times 1$  台

- ・還水槽：屋外型保温 SUS ラッキング、開放型、

- ・膨張タンク：密閉型、容量  $530\text{L}$

- ・ボイラー用煙道

- ・給湯循環1次ポンプ：屋外型、ラインポンプ  $120\text{L/min} \times 10\text{m} \times 2$  台

- ・給湯循環2次ポンプ：屋外型、ラインポンプ  $145\text{L/min} \times 10\text{m} \times 2$  台

- ・中央給湯方式の供給箇所：病棟洗面器、シャワー、作業流し、スタッフ手洗器、  
手術用手洗器、介助浴、機械浴など

- ・局所方式の供給箇所：湯沸流し

[主要機器]

- ・湯沸流し用電気温水器：貯湯式電気温水器

- ・蒸気用の配管として蒸気ヘッダーを介して、1次蒸気圧は  $8\text{K}$  とし、2次蒸気圧は種別により減圧し、空調温水  $2\text{K}$ 、空調加湿  $0.5\text{K}$ 、給湯用  $5\text{K}$ 、医療機器  $2\text{K}, 4\text{K}$  で供給。

洗濯室は 8K。

#### 【排水設備】

＜屋内排水＞グリーストラップ：(2 階厨房) SUS 製床吊側溝式、遮煙型×3 基

【消火設備】スプリンクラーポンプ：消火用ポンプ、

：→ (200V 55KW  $\phi$  150×2, 227L/min×84m)、

呼水槽、圧力タンク、制御盤、スター・デルタ起動×1 台

：補助加圧ポンプ×1 台→200V 1.5Kw  $\phi$  15×20L/min×84m

#### 【医療ガス設備】

- ・酸素・吸引・エジェクター吸引用空気・空気・二酸化炭素・窒素・余剰ガス排気設備を設置。
- ・液酸タンク 4.9t、及び酸素・二酸化炭素・窒素ボンベ・炭酸ガスボンベを敷地内の液酸タンクスペース、マニホールド室設置。
- ・油回転式吸引ポンプ 15Kw×2 台、圧縮空気用スクロールコンプレッサー 11Kw×2 台及び附属機器を 1 階医ガス機械室内に設置する。

#### 【LP ガス設備】

- ・LP ガスボンベを設置し、厨房、細菌検査室にガスを供給する。
- ・ガスボンベ容量は 7 日分とする。→ (50Kg ボンベ 9 本(2 セット) 流量 5.5L/min ・自動切換付 9 本+9 本立 LPG 集合装置)

#### 【排水処理設備】

- ・RI 排水処理施設：免震層内の地球側に設置。

→ (貯留槽、浄化槽、希釀槽、各種ポンプ、プロア、レベル計、モニター)

[処理水量] 0.26m<sup>3</sup>/日、使用核種は別紙。

- ・透析排水処理設備：透析排水を BOD 処理する。

- ・中和排水処理設備：検査、高温排水を合流（高温排水は加水後）し、統合して PH 中和処理する。

水槽は地下ピット内、機械室は免震層内とする。

[処理水量] 高温排水：約 2m<sup>3</sup>/日、加水降温処理を行う。

検査排水：16m<sup>3</sup>/日

透析排水：34m<sup>3</sup>/日

- ・感染排水処理設備：薬品消毒とする。

水槽は地下ピット内、機械室は免震層内とする。

[処理水量] 5m<sup>3</sup>/日

- ・厨房除害施設：将来工事（躯体及び躯体間の渡り配管は今回工事で実装）

水槽は地下ピット内。

[処理水量] 44m<sup>3</sup>/日

#### 【井水利用設備】

- ・深さ 100m、口径 150  $\phi$  の井戸本を新設し、原水槽へ揚水する。

- ・原水槽から井水 1 次処理として、除鉄除マンガン装置および脱炭素処理を介した後、上水、雑用水系統の水槽へ供給する。
- ・井水の上水利用（受水槽へ供給）を平常時も行う。上水利用水量は、給水計算書による。
- ・井戸ポンプの発停制御、井水揚水ポンプおよび井水供給ポンプ廻りの発停制御を行う。

[主要機器]

- ・井戸ポンプ 254ℓ/min×1 台
- ・原水槽：FRP パネル型水槽 6m<sup>3</sup>、処理水槽：FRP パネル型水槽 8m<sup>3</sup>
- ・除鉄除マンガンろ過器、脱炭酸塔：15m<sup>3</sup>/h ×各 1 基、井水供給ポンプ 2 系統×2 台

**【付属建物】** 廃棄物庫、健診車庫、オイルギアポンプ室、マニホールド室

保育施設・病児病後児施設

## II. 業務内容

### 1. 設備保守運転管理業務人員及び資格

(1) 人員 8 名

(2) 必要資格

電検 3 種主任技術者・電気工事士(第 1 種・2 種)

2 級ボイラー技士・第一種圧力作業主任者

危険物取扱者(乙種第 4 類)

CE 製造設備受入責任者・ガス溶接技能者

消防設備士(甲種 1・4 類)

自衛消防業務『新規』講習修了者※

(※については、契約後 1 年以内に取得し終了証の提出を条件とする。)

※8 名のうち少なくとも電気技術者資格を 4 名、ボイラー技術者資格を 3 名持っているものを配置し、8 名にて上記資格を満たすものとする。

(3) 勤務時間、人員

		人 数	勤務時間
患者搬送（平日）	常勤	1 人以上	8：30～17：15
設備管理（平日）	常勤	4 人以上	8：30～17：15
設備管理（休日）	常勤	2 人以上	8：30～17：15
設備管理（夜間）	常勤	2 人以上	16：30～08：30

### 2. 保守運管理業務一般事項

(1) 平素から現場の実態を充分理解把握し、業務の遂行にあたっては各種設備の経済的運用、事故の未然防止に努めること。万一事故が発生した場合は、迅速・適切なる処理をし、事故の拡大、続発の防止に努め、状況を直ちに報告する。

(2) 感電事故、短絡事故等重大な事故が発生していると考えられる場合の遮断器、開閉器の操作は、特に慎重に行う。

(3) 台風、地震、その他の気象変化で災害の恐れがあると考えられる時は、厳重に巡回監視を行い、災害防止に努める。

### 3. 保守業務

- (1) 点検保守の目的は、各機器の動作状況、清掃状況を良好に保ち、その他の運転上の障害になる箇所の有無などについて点検整理を行うことで、その実施にあたって、受託者は点検基準の内容を充分に理解し基準に従って行う。
- (2) 点検は、日常点検・定期点検とし、結果は所定の表に記入する。又、軽易な故障の修理は通常業務に含む。

### 4. 運転業務

- (1) 運転業務は、機器の運転操作、運転状況の監視、運転記録の作成を言う。
- (2) 日報、点検記録簿、修理記録、事故報告等を作成し都度報告する。
- (3) 運転業務
  - 1 電圧・電流その他設置された計器等を認識し、それを規定値に保持する。
  - 2 圧力、温度、液面位等を認識しそれを規定値に保持し、運転を行う。
  - 3 各自動機器の安全装置の機能を認識し、異常の発見に努める。

### 5. 管理業務

- (1) 電力、重油、水道、井水使用の合理化
- (2) ピークカット、力率改善、負荷の使用状況により運転時間の短縮、一般的運転方式の検討等、電力、重油、水道、井水使用合理化について調査、研究を行い、設備が最も有効に稼働するよう常に心がける。)
- (3) 電気室、機械室、ボイラー室及び各種機器の清掃、備品・工具材料の整理整頓を行う。
- (4) 必要部品、材料の購入が必要となった場合は、申請依頼及び改良の伺いを行う。
- (5) 動力操作盤関係機器、各種照明設備の点検と不点補修を行う。
- (6) 危険物保安監督者の業務
  - 1 危険物取扱作業場所での作業者に対して、貯蔵、取扱いに関する基準、予防規程等に定める保安基準に適合するように必要な指示を与える。
  - 2 火災等発生時に応急処置を講ずることと直ちに消防機関へ通報する。
  - 3 危険物施設保安員を置く施設の場合は危険物保安員への必要な指示をし、危険物施設保安員を置かない施設の場合は次の業務を行う。
    - ア 構造、設備の技術上の基準に適合するよう施設の維持のための定期点検及び臨時点検の実施、記録及び記録の保存をする。
    - イ 施設の異常を発見した場合の連絡及び適当な措置を行う。
    - ウ 火災の発生又はその危険が著しい時の緊急措置をする。
    - エ 計測装置、制御装置、安全装置等の機能保持のための保安管理をする。

- オ その他施設の構造及び設備の保安に関し必要な業務。
- 4 火災等の災害防止のため隣接危険物施設等の関係者との連絡を保つ。
- 5 前記の他、危険物取扱作業者の保安に関し必要な監督業務を行う。
- (7) その他、危険物等、法令で必要な管理責任者等の職務で、外部委託で管理が可能なものに限る。

## 6. 施設営繕業務

- (1) 各部署からの修理申請書による修理物の修理。
- (2) 施設設備の修理、小修繕、消耗品の交換。
- (3) 病棟からの依頼による病室カーテンの交換、各部署からの依頼による（ロッカー・机・棚）等の移動及び器材関係の移動。
- (4) 制作依頼書による棚等の製作物の作成、コンセント、照明、電話、LAN増設移設等の配線。

## 7. 患者搬送業務

- (1) 病院からの患者搬送業務依頼による転院搬送・他医療機関受診の送迎。
- (2) 患者搬送が3件以上重なった場合は、協議の上、受託者にて送迎人員を出す。

## 8. その他業務

- (1) 防災センターでの勤務時、鍵の貸出返却対応・来院記録簿対応・救外外来院者の問い合わせ対応。
- (2) 防災センターでの勤務時、ナースコール発信の場合救外ナースへ連絡する。
- (3) 防災センターでの勤務時、見舞・面会の来院者に来院記録簿の記入を依頼する。

## III. 必須事項

受託者は、受託業務を適切に実施するうえで必要な受託者社員（以下「従事者」という。）を配置し、管理等において、次の各事項に従うものとする。

### 1. 従事者管理

- (1) 従事者の配置
  - ア. 当病院の特殊性、緊急性を十分に考慮し、知識、体力、技術において問題がなく、本仕様書で求める業務を十分遂行できる従事者を厳選して配置すること。
  - イ. 病院は従事者のうち不適格者があると認めたときは、その旨を受託者に通知して、この従事者の交替を申し出ることができる。この場合、受託者は実情を調査のうえ、病院の申し出を正当と認めるときは、速やかに従事者の交替を行うこと。
- (2) 受託責任者の配置
  - 本業務に従事する従事者の人事・労務管理、研修・訓練及び健康管理、業務の遂行管理、施設設備の衛生管理等のほか、特別な委託事項の処理等の業務を行い、業務遂行に関し病院との連絡調整にあたる者を受託責任者として選任し、病院に報告すること。

### (3) 受託責任者の職務

- ア. 常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検・見直しを行うこと。
- イ. 従事者個人ごとに習熟度合いを記録し、個人の能力に合わせた教育を実施し、育成を行うこと。
- ウ. 従事者の患者などに対するマナー教育、人権啓発教育、個人情報の取り扱いに関する教育等、必要と考えられる教育を行うこと。
- エ. 病院と問題点の解決を図る場として、定期的に会議を開催すること。
- オ. 業務を円滑に実施するため、病院と連絡及び調整をし、常に連携を保つよう努めること。
- カ. 有事の際の指揮命令系統を明確にし、緊急連絡体制の確立に努めること。

### (4) 従事者に関する書類の提出

従事者について、以下の書類を病院に提出すること。

- ア. 従事者名簿（有資格者にあっては資格を証する書類の写しを添付する。）
- イ. 健康診断書
- ウ. 自社社員であることを証明できる書類（雇用保険被保険者証の写し等）。  
なお、従事者に異動があった場合も、これに準じて提出すること。
- エ. その他必要に応じ病院が求めるもの

## 2. 研修の実施

- (1) 病院が指定する必須研修を従事者に受講させること。
- (2) 来院者等への接遇及び人権啓発に対して十分な研修を行うこと。
- (3) 従事者に対する教育研修については、あらかじめ年間計画を立て実施すること。また、院内外で行われる学習会、医療安全、感染管理等の研修などについても積極的に参加させること。
- (4) 研修の実施状況について、半期に1回病院に報告すること。

## 3. 講習の受講

防災センター管理のため、消防法第8条の2の5の規定に定められる自衛消防業務講習を受講すること（契約初年度に受講すること）。

## 4. 労働安全衛生

- (1) 健康管理計画書を作成して従事者の健康チェックに努めること。
- (2) 労働安全衛生規則第44条に基づく従事者の健康診断を定期的に実施し、その記録を保管しておくこと。
- (3) 従事者の作業中における事故防止を図るため、労働安全と精神衛生についての教育などを行うこと。

- (4) 病院が実施する防災訓練に参加し、災害の未然防止に協力すること。
- (5) 従事者に対し、B型肝炎の抗原・抗体検査およびワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を受託者負担にて実施すること。

## 5. 秘密の保持

業務遂行上、当病院において知り得た全ての秘密及び患者等に関する情報を他に漏らさないこと。また機密保持の義務は、業務履行期限終了後も存続する。

## 6. 契約終了時における本業務の引継ぎ

- (1) 受託者が本業務に関する病院との契約を終了する際には、新たに本業務を受託する者(以下、「新受託者」という。)及び病院に対し、業務引継ぎ書を作成し提出するものとする。
- (2) 受託者は新受託者に対し、本業務の全てを遺漏無く、真摯に伝達するものとする。
- (3) 受託者は新受託者に対し、管理日報、作業計画書及び各種記録等の管理書類について引継ぎを行うものとする。
- (4) 受託者が引継ぎ計画書に基づき新受託者に対し本業務の引継ぎを終了した時点で、受託者及び新受託者は引継ぎ完了報告書に署名・捺印し病院に提出するものとする。

## 7. その他

- (1) 従事者は、制服および名札を着用する。制服については、受託者にて準備する。
- (2) 計画変更を行おうとする場合は、事前に病院と協議する。
- (3) 病院が作成した危機管理に関する上位計画(病院全体の危機管理計画)を踏まえ、事故発生時や災害時などを想定した緊急対応マニュアル等を整備し、病院の確認を得る。
- (4) 建物・設備などの破損、異常などの発見、事故などが発生した場合は、直ちに初期対応を行うとともに、病院へ報告し対応を協議する。
- (5) 病院、熊本県、玉名市、厚生労働省および関連省庁の取り決める関連法規・規制などを遵守する。
- (6) その他本仕様書に記載のない業務は、病院との協議のうえで必要と認められたものについて実施する。

※ 設備保守管理業務の明細については別紙-1に記載

区分	業務内容
機械設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボイラー設備           <ol style="list-style-type: none"> <li>①日常点検(4回～5回)実施し、安全に正常運転管理を保つこと。</li> <li>②自動薬注器の薬剤注入状態と薬液タンクの残量の確認。</li> <li>③軟水装置の運転状態の確認及び、塩の投入管理。</li> <li>④その他、ボイラー取扱説明書を参考にし、正常運転を保つこと。</li> </ol> </li> <li>2. 吸収式冷凍機           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 冷凍機の取扱説明書を熟知し、冷水温度・圧力等において正常運転を保つこと。</li> </ol> </li> <li>3. 各外調機・全熱交換器・各マルチエアコン・パッケージエアコン           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各機器の取扱説明書を熟知し、正常運転を保つこと。</li> <li>② フィルターの掃除、機器内及びドレンパンの掃除。</li> <li>③ シーズンイン・オフの切替及び温度設定変更。</li> <li>④ 各外調機、冬季運転前切替時の冷水コイル水抜き作業。</li> <li>⑤ 全エアコン、改正フロン法にて簡易点検(3ヵ月/1回)の点検及び記録保存。</li> <li>⑥ 外調機室内の整理・定期清掃を行い衛生環境保全を保つこと。</li> </ol> </li> <li>4. その他 小修理</li> </ol>
衛生設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水受水槽清掃に伴うバルブ操作・電極切替操作及び清掃作業の立ち合い。</li> <li>2. 井戸上水設備の日常・定期点検。</li> <li>3. 雑用水槽の定期点検。</li> <li>4. 給水・給湯設備器具水漏れ等による部品交換修理。</li> <li>5 排水設備、(排水器具・排水管)詰まり除去清掃。</li> </ol>
消防設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法的総合消防設備点検の立会い。</li> <li>2. 消防訓練・防災訓練時は一責任者として参加のこと。</li> <li>3. 外注工事の立会い。</li> <li>4. その他、小修理。</li> </ol>
建築設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物内外壁の手入、及び補修。</li> <li>2. 自動ドア・シャッター・サッシ窓類の整備。</li> <li>3. 外注工事の立会い。</li> <li>4. その他、小修理。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気・ガス・水道・重油・その他の月末検針、及び報告。</li> <li>2. 消耗品の在庫調査。</li> <li>3. 設備運転月報の記録、及び報告。</li> <li>4. 木工及び鉄製類の製作物の作成。</li> <li>5. 病院備品の溶接機、工具類及び測定器は丁寧に取扱うこと。</li> </ol>

＜別紙-1＞設備保守管理業務内容明細

1. 日常業務(毎日1回以上)

区分	業務内容
電気設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受変電設備、防災センター監視装置での運転・監視。</li> <li>2. 變電室の温度管理。</li> <li>3. コンピューターによる電力設備機能(デマンド・無効電力)の監視。</li> <li>4. その他、電気設備全般の日常管理。</li> <li>5. 感電事故の防止、漏電火災の予防に努めること。</li> </ol>
機械設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボイラー運転管理及び点検巡視記録。</li> <li>2. 空気調和機運転管理、記録及び点検。</li> <li>3. 各ポンプ類の運転管理、記録及び点検。</li> <li>4. 各冷暖房機器の運転監視、及び点検記録。</li> <li>5. 院内の温度・湿度の管理、及び記録。</li> <li>6. その他、機械設備全般の日常管理。</li> </ol>
消防設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災センターにて自動火災受信機、非常放送設備、状態監視及び作動確認。</li> <li>2. その他、消防設備全体の日常管理と監視。</li> </ol>
衛生設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受水槽の自動供給制御装置の機能、ポンプ類の点検。</li> <li>2. 井戸上水設備、運転制御盤、ポンプ類の点検巡視及び、薬液タンク残量確認。</li> <li>3. パイプシャフトまわりの点検(水漏れを発見したら早急に補修)。</li> <li>4. RI処理設備、医療系排水処理設備、異常時緊急連絡対応。</li> <li>5. その他、衛生設備維持管理。</li> </ol>

2. 日常業務(毎週1回以上)

区分	業務内容
電気設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種警報装置の点検、及び作動確認。</li> <li>2. 自家用発電装置の点検及び記録(業者での定期的運転の確認記録)。</li> <li>3. 蓄電池の機能点検及び記録。</li> <li>4. 防災センター・各監視盤内及び床廻り清掃と備品整理掃除。</li> <li>5. 院内照明器具、屋外外灯器具外観点検(器具不良不点灯時は早急対応修理)。</li> </ol>
機械設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地下オイルタンク・各サービスタンクの点検、及び油量確認。</li> <li>2. 空気調和機の点検、及び記録。</li> <li>3. ヒートポンプチラー、パッケージエアコン、ビルマルエアコン、空調機・送風機排風機設備の点検整備、及び記録。</li> <li>4. 冷暖房シーズン中の冷温水系配管の状態確認作業。</li> <li>5. 冷房シーズン中の吸式冷凍機運転時の点検・記録。</li> <li>6. ボイラーの運転時の点検・記録。</li> </ol>

消防設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消火器の外観点検及び、配置のチェック。</li> <li>2. 誘導灯器具外観点検及び(定期に点灯確認点検)。</li> <li>3. 排煙ファンの運転及び動作確認。</li> <li>4. 消火ポンプの機能点検及び記録。</li> <li>5. 補助加圧ポンプの機能点検及び記録。</li> <li>6. 地下タンク設備点検及び記録。</li> <li>7. その他、各消防設備の点検及び記録。</li> </ol>
建築設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ルーフドレンの点検清掃。</li> <li>2. 看板広告塔など屋外施設の点検整備。</li> <li>3. プロパン設備の点検及び記録。</li> <li>4. パイプシャフトの点検清掃。</li> <li>5. 非常照明設備の点検及び記録。</li> </ol>
医療設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空気・窒素・炭酸ガス切れ警報時の確認及び委託業者への連絡。</li> <li>2. 液化酸素配管冰付き防止処置作業。</li> <li>3. 液化酸素異常時の緊急対応、委託業者への連絡。</li> <li>4. 救急病棟、HCU、手術室、医療ガス監視モニター警報時の確認及び、委託業者への連絡。</li> </ol>

### 3. 定期点検業務(月 1 回以上)

区分	業務内容
電気設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 絶縁抵抗測定。</li> <li>2. 各分電盤、計器・電磁接触器、補助リレー、表示灯、端子部の点検。</li> <li>3. 外注工事（新設・改修）工事の立ち合い『随時』。</li> <li>4. その他、小工事及び小修理 『随時』。</li> </ol>

費用負担区分

費用項目	病院	受託者
労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む)		○
被服費(受託者のユニフォーム等)		○
事務所・控室・仮眠室等	○	
什器・備品等(事務机、椅子、その他ロッカー等)	○	
光熱水費(水道費、電気料、ガス料金等)	○	
通信費(電話料金等)	○	
受託者の業務遂行上必要な諸帳票類		○
受託者の業務遂行上必要な消耗備品費(事務用品等)		○
備品の修繕経費(受託者の過失によるもの)		○
受託者の従事者への健康診断・予防接種に係る費用		○
防犯機器・装置設備一式	○	

※駐車場については、別途協議する。

# くまもと県北病院警備業務委託仕様書

## I. 業務概要

### 1. 委託業務名

くまもと県北病院警備業務

### 2. 業務の目的

本業務は、地方独立行政法人くまもと県北病院（以下「病院」という）における火災、盗難及び不法行為の予防、不審者の侵入排除及び災害時における防災対策等各施設の保全を行い、病院の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3. 期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4. 施設概要

施設名：くまもと県北病院

所在地：熊本県玉名市玉名 550 番地

敷地面積：43,938.61 m<sup>2</sup>

建築面積：9,738.84 m<sup>2</sup>

延べ面積：34,122.20 m<sup>2</sup>

病床数：402床

診療科：32科

### 5. 対象業務

防災センター業務

施設警備（立哨警備・巡回警備）

緊急事態への対応

### 6. 警備対象範囲

くまもと県北病院域（別紙図面による）

### 7. 業務実施体制

#### (1) 業務時間及び人員体制

・業務時間 ①平日 17時15分から翌朝8時30分

②土日祝 8時30分から17時15分

及び17時15分から翌朝8時30分

・人員体制 2名（常時1名は防災センター常駐の体制とする）

(2) 交代等について

- ア. 巡回等で 1 名が警備業務を離れる場合には、必ず 1 名は防災センターで業務ができるよう常駐しなければならない。
- イ. 警備員は前日の業務履行状況について引継ぎを完了すること。

## II. 業務内容

### 1. 防災センター業務

- 防災センターにおいて、以下の業務を行う。
  - ア. 監視カメラや電気錠セキュリティモニタの監視
  - イ. 鍵の保管及び管理
  - ウ. 各種緊急呼出機の対応
  - エ. 火災等異常発生時の緊急対処
  - オ. 患者・職員・業者等の来院記録簿チェック、不審者・不審物件の監視
  - カ. 見舞・面会の来院者への来院記録簿記入依頼
  - キ. 拾得物の一時保管
  - ク. 夜間における郵便物等宅配業者からの荷物の受取業務
  - ケ. 救急センター看護師への連絡
  - コ. 入退院患者、車椅子等患者の介添え及び荷物運搬の手伝い

### 2. 施設警備

病院並びに敷地を警備対象範囲とし、別表 1 をもとに適宜巡回警備を行う。巡回警備においては以下の項目に示す業務を行う。また、病院内外において異常を感じた時、病院付近に災害もしくは事件が発生した時、病院より特別に指示を受けた時は重点巡回する。なお、巡回コースなどは病院と協議の上決定する。

- ア. 原則 19:00、21:30、1:00、6:00 の 4 回とする。
- イ. 休日については、上記に併せて 9:00、15:00 に巡回する。
- ウ. 不審者、不法行為者の早期発見と危険行為の制止・侵入阻止
- エ. 盗難の予防と早期発見・抑止
- オ. 電灯及び誘導灯設備の消灯および点灯の確認
- カ. 空調設備等のスイッチの確認
- キ. 施錠および開錠の確認（別表の通り定める）
- ク. 施設破損・汚損の有無点検
- ケ. 水道・ガス漏れ等の確認・火気の点検
- コ. 防火予防及び火災発生時の迅速なる措置
- サ. 来院者に対する適切な応接及び出入管理
- シ. 敷地内喫煙防止巡回（駐車場見回り等）
- ス. 第 2 及び第 3 駐車場ゲートバーの開閉操作

1 日 2 回（入庫口 6:00 開放、出庫口 19:00 閉鎖）

セ. その他、予見される事態の予防と阻止

### 3. 緊急事態への対応

以下に示す緊急事態への対応を行う。

#### (1) 災害(火災、ガス漏れ、浸水、地震等)発生時

- ア. 受託者は、現場の確認後、別途病院の定めるマニュアルに従い関係各部署、消防、警察等に連絡し、初期対応(初期消火、換気、避難誘導等)を行う。
- イ. 受託者は、必要に応じ消防・警察署員及び車両を現場へ誘導案内する。

#### (2) 不法行為(不法侵入、盜難、暴行、傷害等)発生時

- ア. 受託者は、現場の確認後、別途病院の定めるマニュアルに従い関係各部署、警察等に連絡し、適切な措置を講ずる。
- イ. 受託者は、必要に応じ警察署員及び車両を現場へ誘導案内する。

## III. 必須事項

受託者は、受託業務を適切に実施するうえで必要な受託者社員（以下「従事者」という。）を配置し、管理等において、次の各事項に従うものとする。

### 1. 従事者管理

#### (1) 従事者の配置

- ア. 当病院の特殊性、緊急性を十分に考慮し、知識、体力、技術において問題がなく、本仕様書で求める業務を十分遂行できる従事者を厳選して配置すること。
- イ. 病院は従事者のうち不適格者があると認めたときは、その旨を受託者に通知して、この従事者の交替を申し出ることができる。この場合、受託者は実情を調査のうえ、病院の申し出を正当と認めるときは、速やかに従事者の交替を行うこと。

#### (2) 受託責任者の配置

本業務に従事する従事者の人事・労務管理、研修・訓練及び健康管理、業務の遂行管理、施設設備の衛生管理等のほか、特別な委託事項の処理等の業務を行い、業務遂行に関し病院との連絡調整にあたる者を受託責任者として選任し、病院に報告すること。

#### (3) 受託責任者の職務

- ア. 常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検・見直しを行うこと。
- イ. 従事者個人ごとに習熟度合いを記録し、個人の能力に合わせた教育を実施し、育成を行うこと。

- ウ. 従事者の患者などに対するマナー教育、人権啓発教育、個人情報の取り扱いに関する教育等、必要と考えられる教育を行うこと。
- エ. 病院と問題点の解決を図る場として、定期的に会議を開催すること。
- オ. 業務を円滑に実施するため、病院と連絡及び調整をし、常に連携を保つよう努めること。
- カ. 有事の際の指揮命令系統を明確にし、緊急連絡体制の確立に努めること。

#### (4) 従事者に関する書類の提出

- 従事者について、以下の書類を病院に提出すること。
- ア. 従事者名簿（有資格者にあっては資格を証する書類の写しを添付する。）
- イ. 健康診断書
- ウ. 自社社員であることを証明できる書類（雇用保険被保険者証の写し等）。  
なお、従事者に異動があった場合も、これに準じて提出すること。
- エ. その他必要に応じ病院が求めるもの

## 2. 業務管理

#### (1) 業務に関する書類の作成

- ア. あらかじめ作業計画書により勤務表を定めておくこと。
- イ. 業務内容について、あらかじめ時間帯ごとの業務内容表を定めておくこと。
- ウ. 作業点検記録を作成し、責任者が確認する。なお、記録は病院の求めに応じ報告すること。
- エ. 病院が開催する定例会に参加し、作業の点検や改善点の検討を行うこと。開催時期や出席者は双方協議の上決定する。
- オ. 前日の業務履行状況について業務状況報告書により病院に報告すること。
- カ. 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知させること。  
内容については必要に応じて病院と協議し、改善して業務の効率化を図ること。
  - ① 業務の内容、方法。
  - ② 緊急事態における対応（火災・地震・インフルエンザ・停電等を想定する。また、緊急時連絡網を含む）。

#### (2) 研修の実施

- ア. 業務に携わる警備員は、警備業法上必要な研修を実施すること。
- イ. 病院が指定する必須研修を従事者に受講させること。
- ウ. 来院者等への接遇及び人権啓発に対して十分な研修を行うこと。
- エ. 従事者に対する教育研修については、あらかじめ年間計画を立て実施すること。また、院内外で行われる学習会、医療安全、感染管理等の研修などについても積極的に参加させること。

オ. 研修の実施状況について、半期に 1 回病院に報告すること。

(3) 講習の受講

防災センター管理のため、消防法第 8 条の 2 の 5 の規定に定められる自衛消防業務講習を受講すること（契約初年度に受講すること）。

(4) 労働安全衛生

- ア. 健康管理計画書を作成して従事者の健康チェックに努めること。
- イ. 労働安全衛生規則第 44 条に基づく従事者の健康診断を定期的に実施し、その記録を保管しておくこと。
- ウ. 従事者の作業中における事故防止を図るため、労働安全と精神衛生についての教育などを行うこと。
- エ. 病院が実施する防災訓練に参加し、災害の未然防止に協力すること。
- オ. 従事者に対し、B 型肝炎の抗原・抗体検査およびワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を受託者負担にて実施すること。

3. 秘密の保持

業務遂行上、当病院において知り得た全ての秘密及び患者等に関することを他に漏らさないこと。また機密保持の義務は、業務履行期限終了後も存続する。

4. 契約終了時における本業務の引継ぎ

- (1) 受託者が本業務に関する病院との契約を終了する際には、新たに本業務を受託する者（以下、「新受託者」という。）及び病院に対し、業務引継ぎ書を作成し提出するものとする。
- (2) 受託者は新受託者に対し、本業務の全てを遺漏無く、真摯に伝達するものとする。
- (3) 受託者は新受託者に対し、管理日報、作業計画書及び各種記録等の管理書類について引継ぎを行うものとする。
- (4) 受託者が引継ぎ計画書に基づき新受託者に対し本業務の引継ぎを終了した時点で、受託者及び新受託者は引継ぎ完了報告書に署名・捺印し病院に提出するものとする。

5. その他

- (1) 緊急時又は業務上必要な時以外は病室、診察室、その他病院業務が日常行われている場所には立ち入らないこと。
- (2) 来院者への接遇態度に注意し、在職中及び退職後にも業務上知り得た情報他に漏らさないこと。
- (3) 従事者は、制服および名札を着用すること。制服については、受託者にて準備すること。

- (4) 借用した鍵は慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用すること。
- (5) 巡回時、不必要的照明の消灯など、エネルギー節約に努めること。
- (6) 計画変更を行おうとする場合は、事前に病院と協議すること。
- (7) 病院が作成した危機管理に関する上位計画(病院全体の危機管理計画)を踏まえ、事故発生時や災害時などを想定した緊急対応マニュアル等を整備し、病院の確認を得ること。
- (8) 建物・設備などの破損、異常などの発見、事故などが発生した場合は、直ちに初期対応を行うとともに、病院へ報告し対応を協議すること。
- (9) 病院、熊本県、玉名市、厚生労働省および関連省庁の取り決める関連法規・規制などを遵守すること。
- (10) その他本仕様書に記載のない業務は、病院との協議のうえで必要と認められたものについて実施する。

#### 費用負担区分

費用項目	病院	受託者
労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む)		○
被服費(受託者のユニフォーム等)		○
事務所・控室・仮眠室等	○	
什器・備品等(事務机、椅子、その他ロッカー等)	○	
光熱水費(水道費、電気料、ガス料金等)	○	
通信費(電話料金等)	○	
受託者の業務遂行上必要な諸帳票類		○
受託者の業務遂行上必要な消耗備品費(事務用品等)		○
備品の修繕経費(受託者の過失によるもの)		○
受託者の従事者への健康診断・予防接種に係る費用		○
防犯機器・装置設備一式	○	

※駐車場については、別途協議する。

別表1 警備巡回確認項目（全時間帯共通）

No.	階	場所	内容
1	6F	EV-7ホール	出入口3か所の施錠確認
2	1～5階	非常階段出入口	施錠確認
3	3階	事務所各室	施錠確認
4	3階	サーバー室	施錠確認、空調確認
5	3階	会議室1～3	施錠確認、消灯確認
6	2階	多目的ホール	施錠確認、消灯確認
7	2階	会議室	施錠確認、消灯確認
8	2階	売店	施錠確認（夜間帯のみ）
9	2階	リハビリテーションエリア	施錠確認、消灯確認
10	2階	健診エリア	施錠確認、消灯確認
11	2階	化学療法エリア	施錠確認、消灯確認
12	2階	薬剤エリア	施錠確認、消灯確認
13	2階	SPD	施錠確認、消灯確認
14	2階	備蓄倉庫	施錠確認、消灯確認
15	2階	病理検査、解剖エリア	施錠確認、消灯確認
16	2階	検査エリア	施錠確認、消灯確認
17	2階	医局エリア	施錠確認、消灯確認
18	1階	医事エリア	施錠確認、消灯確認
19	1階	救急外来エリア	施錠確認、消灯確認
20	1階	放射線エリア	施錠確認、消灯確認
21	1階	内視鏡エリア	施錠確認、消灯確認
22	1階	核医学エリア	施錠確認、消灯確認
23	1階	靈安室	施錠確認、消灯確認
24	1階	靈安室前室出入口	施錠確認
25	1階	各外来	施錠確認、消灯確認
26	1階	各外来待合	消灯確認
27	1階	正面玄関	施錠確認
28	1階	風除室1～6	施錠確認
29	院外	各駐車場	見回り、たばこ吸い殻のポイ捨て確認
各署共通		(ア) 不審者、不審物、不審車両の確認 (イ) 水道・ガス漏れ等の確認・火気の点検 (ウ) 施設・ガラスの破損・照明・誘導設備の点灯の有無 (エ) 照明、空調他のスイッチ確認 (オ) 非常口周辺の通路確保確認	

# くまもと県北病院一般廃棄物運搬業務委託仕様書

## I. 業務内容

### 1. 委託業務名

くまもと県北病院一般廃棄物運搬業務

### 2. 業務の目的

本業務は、地方独立行政法人くまもと県北病院（以下「病院」という）から排出される一般廃棄物について、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び関連法令に従い適正に収集運搬を行うことで、病院の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3. 期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4. 施設概要

施設名：くまもと県北病院

所在地：熊本県玉名市玉名 550 番地

敷地面積：43,938.61 m<sup>2</sup>

建築面積：9,738.84 m<sup>2</sup>

延べ面積：34,122.20 m<sup>2</sup>

病床数：402床

診療科：32科

### 5. 実施業務内容

病院北側廃棄物倉庫より、一般廃棄物を収集し、有明広域行政事務組合東部環境センター（玉名郡玉東町木葉386）へ運搬する。

### 6. 収集運搬する廃棄物の種類及び年間予定数量

#### (1) 可燃物（年間予定数 234,000kg）

一般廃棄物で感染性のないもの（紙屑、繊維屑、木屑等）

栄養科より排出される残飯・塵芥など。

#### (2) 不燃物（年間予定数量 2,700kg）

リサイクルごみ、燃えないごみ（金属類、ガラス類）

資源ごみ（缶類、びん類、ペットボトルなど）

有害ごみ（乾電池、蛍光管・体温計、バッテリー）など

## 7. 回収頻度

### (1) 可燃物

月曜日から金曜日（ただし、祝日は除く）

※土曜日、日曜日、祝日に発生した廃棄物は、翌日の運搬となることに留意

### (2) 不燃物

2～3回/月

※溜まり次第運搬

※いずれの廃棄物においても、祝日・ゴールデンウィーク・年末年始等については、支障のないように回収日を調整すること。

※いずれの廃棄物においても、搬出は原則午前中に行うこと。

## II. 必須事項

受託者は、受託業務を適切に実施するうえで必要な受託者社員（以下「従事者」という。）を配置し、管理等において、次の各事項に従うものとする。

### 1. 従事者管理

#### (1) 従事者の配置

- ア. 当病院の特殊性、緊急性を十分に考慮し、知識、体力、技術において問題がなく、本仕様書で求める業務を十分遂行できる従事者を厳選して配置すること。
- イ. 病院は従事者のうち不適格者があると認めたときは、その旨を受託者に通知して、この従事者の交替を申し出ることができる。この場合、受託者は実情を調査のうえ、病院の申し出を正当と認めるときは、速やかに従事者の交替を行うこと。

#### (2) 受託責任者の配置

本業務に従事する従事者の人事・労務管理、研修・訓練及び健康管理、業務の遂行管理、施設設備の衛生管理等のほか、特別な委託事項の処理等の業務を行い、業務遂行に関し病院との連絡調整にあたる者を受託責任者として選任し、病院に報告すること。

#### (3) 受託責任者の職務

- ア. 常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検・見直しを行うこと。
- イ. 従事者個人ごとに習熟度合いを記録し、個人の能力に合わせた教育を実施し、育成を行うこと。
- ウ. 従事者の患者などに対するマナー教育、人権啓発教育、個人情報の取り扱いに関する教育等、必要と考えられる教育を行うこと。
- エ. 病院と問題点の解決を図る場として、定期的に会議を開催すること。

- オ. 業務を円滑に実施するため、病院と連絡及び調整をし、常に連携を保つよう努めること。
- カ. 有事の際の指揮命令系統を明確にし、緊急連絡体制の確立に努めること。

#### (4) 従事者に関する書類の提出

従事者について、以下の書類を病院に提出すること。

- ア. 従事者名簿（有資格者にあっては資格を証する書類の写しを添付する。）
  - イ. 健康診断書
  - ウ. 自社社員であることを証明できる書類（雇用保険被保険者証の写し等）。
- なお、従事者に異動があった場合も、これに準じて提出すること。
- エ. その他必要に応じ病院が求めるもの

### 2. 必須資格

玉名市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有すること。

### 3. 積替えの禁止

受託者は、一般廃棄物を積替え保管しないこと。

また、この一般廃棄物を他の廃棄物と混合しないこと。

### 4. 運搬時の必須事項

- (1) 廃棄物の収集運搬にあたっては、その取扱いに十分に注意し、関係者の健康面や生活環境に係わる被害が生じないようにすること。
- (2) 病院での回収から有明広域行政事務組合東部環境センターでの計量までの行程において、他事業所との混載は行わないこと。

### 5. 計量票の授受

病院から排出された一般廃棄物を有明広域行政事務組合東部環境センターへ半周した際、同センター発行の計量票を後日病院総務課に提出すること（前月実績分を翌月5日頃までに提出すること）。

### 6. 研修の実施

- (1) 病院が指定する必須研修を従事者に受講させること。
- (2) 来院者等への接遇及び人権啓発に対して十分な研修を行うこと。
- (3) 従事者に対する教育研修については、あらかじめ年間計画を立て実施すること。  
また、院内外で行われる学習会、医療安全、感染管理等の研修などについても積極的に参加させること。
- (4) 研修の実施状況について、半期に1回病院に報告すること。

## 7. 労働安全衛生

- (1) 健康管理計画書を作成して従事者の健康チェックに努めること。
- (2) 労働安全衛生規則第44条に基づく従事者の健康診断を定期的に実施し、その記録を保管しておくこと。
- (3) 従事者の作業中における事故防止を図るため、労働安全と精神衛生についての教育などを行うこと。
- (4) 病院が実施する防災訓練に参加し、災害の未然防止に協力すること。
- (5) 従事者に対し、B型肝炎の抗原・抗体検査およびワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を受託者負担にて実施すること。

## 8. 秘密の保持

業務遂行上、当病院において知り得た全ての秘密及び患者等に関する情報を他に漏らさないこと。また機密保持の義務は、業務履行期限終了後も存続する。

## 9. 契約終了時における本業務の引継ぎ

- (1) 受託者が本業務に関する病院との契約を終了する際には、新たに本業務を受託する者(以下、「新受託者」という。)及び病院に対し、業務引継ぎ書を作成し提出するものとする。
- (2) 受託者は新受託者に対し、本業務の全てを遗漏無く、真摯に伝達するものとする。
- (3) 受託者は新受託者に対し、管理日報、作業計画書及び各種記録等の管理書類について引継ぎを行うものとする。
- (4) 受託者が引継ぎ計画書に基づき新受託者に対し本業務の引継ぎを終了した時点で、受託者及び新受託者は引継ぎ完了報告書に署名・捺印し病院に提出するものとする。

## 10. その他

- (1) 来院者への接遇態度に注意し、在職中及び退職後にも業務上知り得た情報他に漏らさないこと。
- (2) 計画変更を行おうとする場合は、事前に病院と協議すること。
- (3) 病院、熊本県、玉名市、厚生労働省および関連省庁の取り決める関連法規・規制などを遵守すること。
- (4) その他本仕様書に記載のない業務は、病院との協議のうえで必要と認められたものについて実施する。

費用負担区分

費用項目	病院	受託者
労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む)		○
被服費(受託者のユニフォーム等)		○
事務所・控室・仮眠室等	○	
什器・備品等(事務机、椅子、その他ロッカー等)	○	
光熱水費(水道費、電気料、ガス料金等)	○	
通信費(電話料金等)		○
受託者の業務遂行上必要な諸帳票類		○
受託者の業務遂行上必要な消耗備品費(事務用品等)		○
備品の修繕経費(受託者の過失によるもの)		○
受託者の従事者への健康診断・予防接種に係る費用		○

※駐車場については、別途協議する。